

2010年の幕開けとともに、Season-2のスタートです！

今シーズンのテーマは「著作者人格権」。著作権を財産的な権利とすれば、著作者人格権は精神的な権利といわれますが、著作物を利用する人にとっては、著作者人格権といえども、財産的な事柄に影響を与えることがあります。そこで今回は、著作者人格権の特殊性を学習します。



今年も僕ら
「なるほどコンビ」
をよろしく！

なかがわ

な)読者の皆さま、お久しぶりです！ チョッキー、またよろしくね。

ち)は〜い！ 頑張って勉強するよー。

な)前回、著作者は「著作者人格権」と「著作権」を有する、と学んだよね。

ち)あと、「原作品の所有権」ね。

な)そうそう。Season-2は、著作者人格権の話だよ。



Season-2 も
頑張るゾ！

チョッキー

1. 著作者人格権を有する人とは？

な)ハイ、では最初の質問。著作権者は、どんな権利を有するのでしょうか？

ち)ええ！？ センセ、さっき自分で答えを言っていたじゃない。

な)ハハハ、ややこしいでしょ？ (笑)
よく聞いてね。著作者じゃなくて、「著作権者は」と質問したんだよ。

ち)そうか、著作者と著作権者って似ているけど別モノなんだ。うーんと……。じゃあ、字が表すとおり、著作権者が有するのは「著作権」でしょ？

な)ピンポ〜ン！ 正解。下の説明のように、文字にしても似ているよね。なにせ、両者の違いは「権」があるかないかだけだからね。著作権法の条文は分かりにくいという話をよく聞くけれど、その原因の一つは、この言葉の類似性にあると思うんだ。両者は全く別の人で、持っている権利も全然違う。だから、その違いを意識して読まないと混乱してしまうんだよ。

重点

著作者と著作権者

著作者：著作物を創作した人。authorのこと。

著作権者：著作権を有する人。copyright holderのこと。

ち)特許権でいえば、著作者が発明者で、著作権者が特許権者ということになるのかな。

本稿は著作権フリーです。
発明協会の会員の方は、以下のHPからダウンロードできます。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

な)なかなか、うまい例えだね。両者を比較すると、確かにそういう関係になるね。ただ、発明者は「特許を受ける権利」のみを有するけれど、著作者は「著作権」と「著作者人格権」という2つの権利を有します。著作者から著作権が他人に移転されれば、その他人が著作権者になるわけだね。

チ)うーん……???

な)スッキリしないかな？

チ)2つの権利が存在するというのは分かるけれど、著作権を有する人が「著作権者」なら、著作者人格権を持つ人は「著作者人格権者」ということだよな？ でも、「著作者人格権者」なんて言葉、聞いたことがないよ。

な)なかなか論理的でいいね！ でも、「著作者人格権者」という言葉は不要だから、著作権法には存在しないんだよ。

チ)どうして不要なの？

な)著作者は著作権を他人に譲渡できても、著作者人格権は他人に譲渡できないから。つまり、チョッキーのいう「著作者人格権者」というのは、常に著作者のことだから、「著作者人格権者」なんて言葉はいらないんだよ。

チ)へえ、著作者人格権は他人に譲渡できないんだ？

な)そう。これを「著作者人格権の一身専属性」といいます。著作権の譲渡と比較しながら、著作権法上、どのように書かれているかを確認してみよう。

舌かみぞう……。

チョサクシャ
ジンカクケンジャ？



条文

著作権の譲渡と著作者人格権の譲渡禁止

61条1項 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。(以下省略)

59条 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

な)59条を言い換えると、「著作者人格権は、唯一、著作者だけが有することを許される権利」ということになるね。

チ)わあ、それって、むちゃくちゃカッコいい！
「伝説の勇者だけが持つことができるロトの剣」みたいだっ！

な)そ、それは違うかな…… (苦笑)。でも、これで「誰が著作者なのか？」ということの重要さが分かったかな？ 著作者は、著作権を他人に譲渡したあとでも、著作者人格権を行使することができるのです。

チ)あ、そうか。だから、職務著作の規定は「誰が著作者人格権を持つのか」を決めるうえで重要なんだね。

な)そのとおり！ Season-1でも勉強したように、著作権法15条の職務著作の規定は「従業者と使用者のどちらが著作者人格権を将来にわたって有するか」を決める規定だからこそ、とても重要なんだ。

条文を確認
しよう！



2. 著作者人格権の内容と性質

な)次に、著作者人格権の具体的な内容は分かるかな？

ち)えーと、公表権に、氏名表示権に……、あと、同一性保持権の3つ！

な)きちんと勉強しているじゃない。感心、感心。

今、チョッキーが言ったように、著作権法では、これら3つの権利を著作者人格権と呼んでいます。

お正月だからって、お餅ばかり食べていたワケじゃないんだぞ！

エッヘン！



条文

著作者人格権の定義

17条1項 著作者は、次条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）並びに第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。

それぞれ、どんな内容か説明できるかな？

ち)はい！ 任せてヨ！

重点

(1) 公表権 (18条)

未発表の自分の著作物について、それを公表するかしないか、公表する場合はその時期・方法などを決定できる権利。

(2) 氏名表示権 (19条)

自分の著作物を公表する場合に、著作者名を表示するかしないか、表示するのであれば実名か変名かなどを決定する権利。

(3) 同一性保持権 (20条)

自分の著作物の内容や題号を勝手に改変させない権利。

チョッキーに、おいしいところを持っていかれてしまう……。



な)解説ボードまで用意しているのかぁ (苦笑)。今回は講師としての立場がないなぁ。じゃあ……著作権と著作者人格権を比べて、権利としての性質の違いを述べよ、という質問では、チョッキーはどう答えるかな？

ち)著作権が著作物の財産的な権利であるのに対して、著作者人格権は精神的な権利ということかなぁ。著作権はお金の問題で、著作人格権は心の問題、ということ？

な)つまり、著作者人格権は、著作者の人格的な利益を保護するために認められる権利というわけだね。じゃ、重ねて質問なんだけど、その著作物が職務著作で、使用者が会社だった場合は、著作者は法人ということになるよね。この場合、「法人の人格的な利益を保護する」とはどういう意味なんだろう？

ち)会社の人格……。か、会社のジンカク……。???

な)ありゃ、固まっちゃった？

ち)会社に人格はないよね？ 会社のプライバシー保護とはいわないもの。じゃあ、法人が著作者となった場合は、法人には公表権・氏名表示権・同一性保持権は認められないってこと？

な) そうだね……。著作者人格権がプライバシー権のような民法上的人格権と同じか否かについては議論があって*1、法人は著作者人格権を持たないという有力な意見もあるけれど*2、個人的には両者は別物と考えて法人にも著作者人格権を認めてもいいと思う。立法論はともかく、企業の現場では、公表権、氏名表示権、同一性保持権は、財産的な著作権と一体に行使されているからね。ただ、損害賠償については、法人の著作者人格権の行使を否定した判決もあるので気に留めておくといいね。

事例

「SMAPインタビュー事件」(東京地判H10.10.29)

原告法人の著作者人格権に基づく損害賠償に対し、裁判所は「著作者人格権侵害による損害につき検討すると、本件における著作者である原告出版社らはいずれも法人であり格別の精神的損害を被ったとは認められないこと、(中略)原告出版社らの受けた損害の回復のためには著作権侵害による損害賠償を認めれば十分であり、これに加えて著作者人格権侵害による損害賠償を認めるまでもないと解するのが相当である」と判断している。なお、本判決では、原告法人による著作者人格権に基づく差し止め請求は認めている。

ち) 考えてみると、法人が著作者人格権を有することについて、これを否定する明確な条文はないよね。特許法や意匠法では、精神的な権利というものがなかったから考えたことはなかったけれど、法人の著作者人格権というのがスッキリしないところなんだね。

な) そう。マンガ、ライトノベルス、コンピュータプログラム等、著作物が経済的にますます利用されている現在、著作者人格権は、財産的な著作権と一体不可分となってきているから、現実的に著作権はお金の問題、著作者人格権は心の問題と単純な切り分けができなくなってきているんだ。だからこそ、法人が著作者人格権を有する意味が増大している、ともいえるね。

ち) そういえば、先月食べたクリスマスケーキの上に乗っていたサンタクロースのチョコ、アレうまく切り分けられなかったなあ……。それで、弟とケンカしたんだっけ。

な) チョッキー、それは著作権と全然関係ないでしょ(笑)。
さて、次回からは、具体的な3つの権利について検討してみましょう。

※1) 著作者人格権に関しては、「自然人が享有する通常的人格権(=一般的人格権)と本質的に異なるものなのか(異質説)、それとも同質の権利であって一般的人格権の一現象形態に過ぎないのか(同質説)」ということについて争いがある。
(中略) 異質説は採用するを得ないとする。」(田村善之『著作権法概説〔第2版〕』p.403～404)

※2) 「法人が著作者人格権を有するのは職務著作の場合であるが、その妥当性については積極的な正当化根拠を見いだしがたい。」(中山信弘『著作権法』p.368)



次号のテーマは……

公表権と氏名表示権 です。



そこで、予告クイズです!
音楽サークルに属するAさんが作詞・作曲した楽曲を、同サークルに属するBさんがAさんに無断でギター演奏し、その録画を動画投稿サイトに発表してしまいました。この楽曲は、Bさんによりすでに公表されてしまったので、Aさんは公表権を理由に動画投稿サイトに削除要請できない?



※解答は p.65



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp